

●香川県告示第397号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年12月11日から同月25日まで三豊市漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町大浜甲878番地2 山口 豊

三豊市詫間町大浜甲2098番地2 亀野 良博

三豊市詫間町大浜甲1355番地3 樽井 豊雄

2 加入区の名称

大浜加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

三豊市漁業協同組合